

【県市町村事例】

静岡県における合併処理浄化槽への転換の取組について

静岡県交通基盤部都市局生活排水課 主任 松下 峰

1. はじめに

静岡県は日本のほぼ中央に位置し、東西 155km、面積 7,777 ㎢と東西方向に広く、北側は富士山をはじめとした山々に、南側は駿河湾などに沿った約 500 キロメートルの海岸線に囲まれ、海や山、湖などの自然豊かな環境のなか、23 市 12 町に 367 万人の県民が生活している。

污水处理については、山々に囲まれた起伏のある地形が多いため下水道の整備が進まず、さらに早期に単独処理浄化槽が広く普及したことから、全国平均よりも污水处理施設の整備が遅れている。なお、令和 2 年度末における污水处理人口普及率は 82.9% (3,048 千人) で、うち合併処理浄化槽は 17.5% (643 千人) を占める。

2. 静岡県生活排水処理長期計画と合併処理浄化槽の整備の必要性

(1) 生活排水処理長期計画の概要

本県では、生活排水対策を計画的かつ効率的に推進させるため、当課において下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽（整備のみ）を一括して担当し、「静岡県生活排水処理長期計画」に基づき、市町と協力して生活排水処理施設整備を進めている。

令和元年度には、今後の人口減少や市町の厳しい財政状況等、生活排水処理を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ計画の見直しを行い、令和 18 年度における污水处理人口普及率 95% を目標として污水处理の未普及解消を目指すこととした。

新計画では、污水处理未普及解消に向け、下水道計画区域における整備を急ぐとともに、今後、下水道の整備が見込めない区域については、下水道計画区域から除外して合併処理浄化槽整備区域へ変更し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な污水处理施設の整備推進を図ることとした。これにより、合併処理浄化槽で整備するエリアが拡大し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、市町村設置型の浄化槽整備事業の推進がより重要な課題となった。

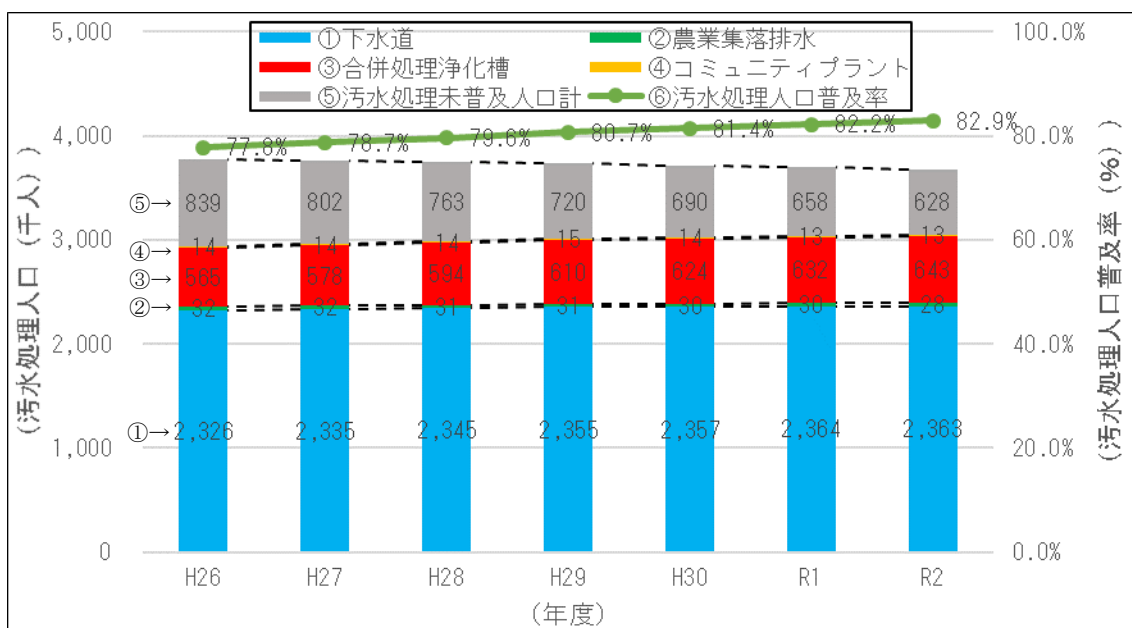


図1 污水处理人口の推移

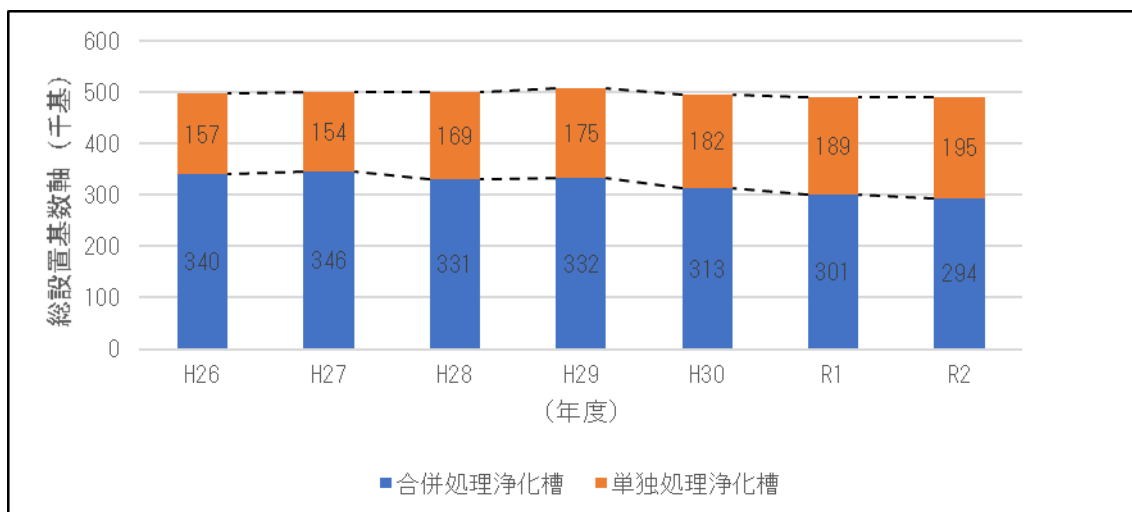


図2 県内浄化槽総設置基数の推移

(2) 既設単独処理浄化槽の老朽化

また、県内では令和2年度末時点で約49万基の浄化槽が設置されているが、そのうち未だ約29万基が単独処理浄化槽である。

単独処理浄化槽は平成13年度に新規設置が禁止され約20年が経過しており、近年、これらの既設単独処理浄化槽の老朽化に伴う公衆衛生の悪化が懸念されている。

設置から年数が経過し、耐用年数を迎えつつある単独処理浄化槽が増える中、浄化槽11条検査の結果、不適正と判定される既存単独処理浄化槽の数と割合は年々増加しており、合併処理浄化槽への転換が急がれる。

表1 単独処理浄化槽の11条検査受検状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
受検数(基)	7,463	7,441	7,401	7,528	10,247	21,033
不適正判定数(基)	110	168	203	229	345	1,058
不適正割合	1.5%	2.3%	2.7%	3.0%	3.4%	5.0%

3. 静岡県の浄化槽整備事業の補助制度及び合併浄化槽への転換実績

本県では、環境省の循環型社会形成推進交付金とあわせ、政令市以外の市町が行う50人槽以下の合併処理浄化槽を対象に、浄化槽整備に係る県の補助金を交付している。

特徴としては、限られた予算のなかで効果発現を高めるため、市町財政力指数に応じた補正による財政的に強固でない市町への財政的支援や、転換の場合は新設よりも高く設定した県費補助率による転換に積極的な市町への財政的支援を実施している。

(1) 県補助制度の概要

①浄化槽設置整備事業(個人設置型)

・設置に係る補助

交付対象基本額の範囲内で補助した額×1/3×財政力指数による補正係数

・既存単独処理浄化槽からの転換に係る補助((1)に加え、付け増し補助)

「(市村助成額－交付対象基本額)×1/2」と「交付対象基本額×1/8×財政力指数による補正係数」のいずれか低い方

②公共浄化槽等整備推進事業(市町設置型)

(交付対象基本額－国費－個人負担)×1/4×財政力指数による補正係数

※現在、御殿場市が実施中(H28年度に掛川市が休止)

(例:基本モデル)個人設置型 設置に係る補助 5人槽の場合
総設置費用 837千円

設置者負担額 60% (505千円)		交付対象基本額 40% (332千円)		
設置者(個人)		市町 1/3	県 1/3×補正係数	国 1/3
ア、新たに設置するもの	補正係数(財政力指数) 0.36:県以上 0.54:県未満 0.9:過疎地域	14.8~ 22%	11.9~ 4.7%	13.3%
イ、単独浄化槽から合併浄化槽に変更するもの	補正係数(財政力指数) 0.4:県以上 0.6:県未満 1.0:過疎地域	13.4~ 21.4%	13.3~ 5.3%	13.3%
		市町助成額		

(例)個人設置型 転換に係る付け増し補助 5人槽の場合
総設置費用 837千円

設置者負担額 50% (424千円)		交付対象基本額 40% (333千円)		
設置者(個人)		市町	県	国 1/3
補正係数(財政力指数) 0.5:県以上 1.0:県未満	転換 付け増し補助 県 4/10×1/8×補正係数 市町 4/10×1/8以上	市町 1/3	県 1/3×補正係数	国 1/3
		転換 10%	※上記イ(単独→合併への変更)と同じ	
		市町助成額(414千円)		

図3 県補助制度のイメージ図

(2) 補助事業実績

平成26年度以降の実績を下記に示す。近年は県費補助により3,500基前後の合併処理浄化槽が設置されている。このうち、700~800基ほどが既存単独処理浄化槽からの転換であり、転換基数は増加傾向にある。

なお、県費補助対象外の政令市分を加えると、補助事業総設置基数(うち転換基数)は、令和元年度は4,357基(1,398基)、令和2年度は4,293基(1,070基)となる。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換は通常の新規設置よりも補助率が手厚く、かつ既設浄化槽の撤去費や宅内配管工事費も補助の対象としており、今後も、単独処理浄化槽所有者への普及啓発と県の補助制度活用を併せ、合併処理浄化槽への着実な転換を推進していく。

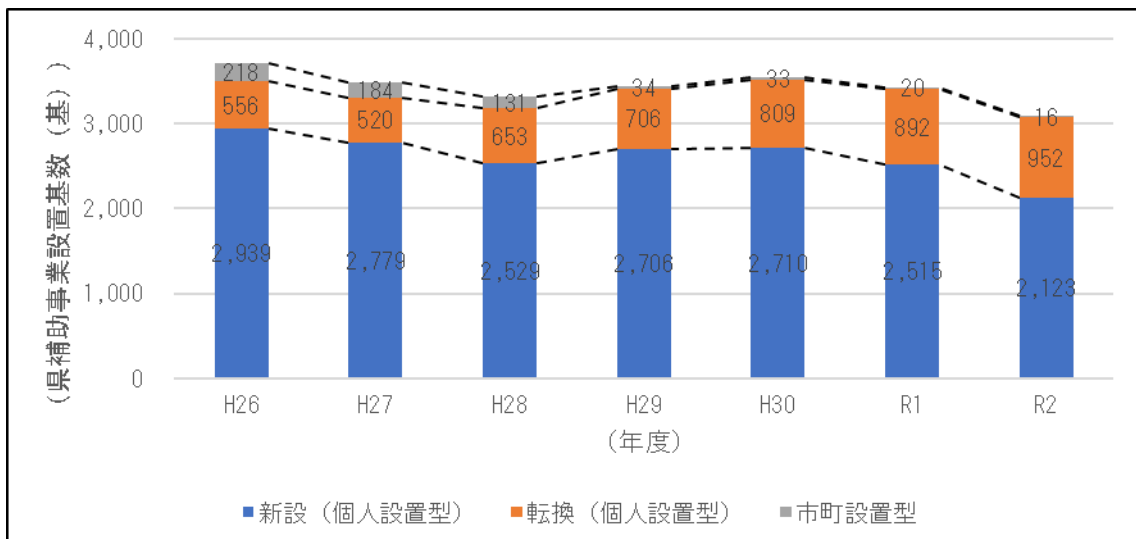


図4 県費補助事業実績基数

4. 転換促進に向けた具体的な取り組み

(1) 転換についての勉強会の実施

浄化槽により汚水処理をすべき区域の中で、単独処理浄化槽を使用する人は現在約 374 千人で県人口の約 10%に及ぶものの、浄化槽が個人の所有物であることなどから、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が思うように進んでいない状況にある。

このため、①合併処理浄化槽への転換における課題と住民への普及啓発、②他市町の取組を自市町に適用する際の有効性等について、検討・意見交換して転換促進につなげるため、市町及び県健康福祉センターの浄化槽事業担当者を対象に毎年2回ほど勉強会を開催している。

なお、勉強会における検討及び意見交換のテーマは表3のとおりである。

表3 勉強会における検討及び意見交換のテーマ

項目
1 浄化槽台帳の整備状況
2 転換への課題
3 課題解決に向けた現在の取り組み状況と今後の取り組み予定
4 全国、他市町事例について、自市町への適用への有効性の検討
5 予算、広報、台帳整備、体制整備などの具体的課題への対応検討
6 宅内配管補助などの拡充された国庫補助要件の適用についての検討
7 浄化槽法改正に合わせた転換促進の方策についての検討

(2) 各家庭への転換啓発資料の送付

転換が進みにくいと考えられる要因を表4にまとめた。

表4 転換が進みにくい要因

要因
1 浄化槽の寿命は30年以上であり、単独処理浄化槽は継続して使用可能
2 転換は義務ではなく、努力義務規定
3 水洗化は実現しており、転換インセンティブが働かない
4 転換時の設置費用の個人負担が大きい（一般家庭の場合およそ40万円以上）
5 過疎化進行に伴い、将来への投資意欲が減少
6 「単独処理浄化槽」、「合併処理浄化槽」の区別がわからない方が多い

令和元年度から、県では単独処理浄化槽所有者を対象に、清掃の際に作業する業者を通じて転換啓発資料「合併処理浄化槽への転換のお願い」を配布し、また各市町においては、毎年10月1日の「浄化槽の日」にあわせ市町広報資料に浄化槽関連の記事を掲載するなど、合併処理浄化槽への転換に係るPR活動の強化を図っている。

転換啓発資料等により、下記により効果が発現されてきている。

- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換：平成30年度1,017基→令和元年度1,398基（毎年度継続的に1,000基以上の転換を実施できている）
- ・法定検査受検率の向上：11条検査受検基数令和元年度107,306基→令和2年度129,005基（受検基数約20%向上）

5. 今後の合併浄化槽の整備

県の補助制度を活用した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換は、一定の効果が表れているが、本県には未だ約 29 万基の単独処理浄化槽が存在し、残存基数全国ワースト 1 位が継続している。今後も各市町と協力し転換促進に向けた取組を進めるために、本県では市町負担軽減による転換の一層の推進に向け、環境配慮型の浄化槽設置を対象とした「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備事業」の活用を市町に促している。

事業実施にあたり、令和 3 年度からは各市町における「浄化槽処理促進区域の指定」が要件化された。現在、県内 35 市町のうち政令市を含む 16 市町が区域指定済であり、引き続き積極的な区域指定を推進し、更なる転換促進に努めたい。

単独処理浄化槽を使用している皆様へ

合併処理浄化槽への転換のお願い

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課
静岡県交通基盤部都市局生活排水課

1 身近な水環境を守るために

私たちが、台所、洗濯、風呂、トイレなどから流す生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などの排水処理施設により、きれいな水に処理された後、河川などに放流されています。しかし、単独処理浄化槽は、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水を処理できないため、河川などの水質悪化の原因となっています。



不快なおい



白く濁る



洗剤で泡が立つ

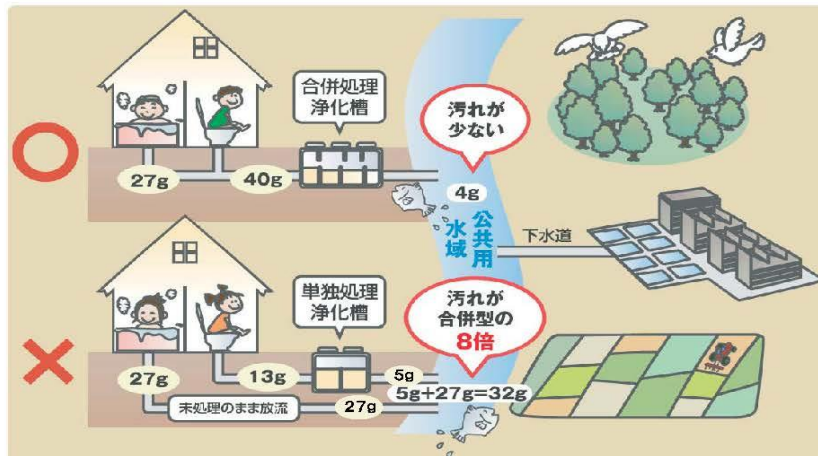
出典：環境省発行小冊子「浄化槽」を使って、身近な水をきれいにしましょう！」

2 合併処理浄化槽を使いましょう！

一人一日当たりの生活排水の汚濁物質質量（BOD 量）は 40g とされています。合併処理浄化槽は、この汚れを 90% 以上取り除くことができ、単独処理浄化槽と比べると、河川などに放流する汚れの量を 8 分の 1 まで少なくできます。

環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換し、身近な水をきれいにしましょう！

※下水道供用済み区域にお住まいの方は、下水道への接続をお願いいたします。



出典：環境省発行小冊子「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

図 5 転換啓発資料「合併処理浄化槽への転換のお願い」